■長沼町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について（原案可決）

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和３年法律第19号）において、本町が過疎地域の要件に該当する市町村として公示されたことから、この法律に基づき、令和３年度から令和７年度までの５箇年度を計画期間とする「長沼町過疎地域持続的発展市町村計画」を策定するため、同法の規定により、議会の議決を求めるものです。

■長沼町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例制定について（原案可決）

「過疎地域自立促進特別措置法」が失効し、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、同法で定める減収補填措置の対象となる固定資産税の課税免除を行うため、新たに条例を制定し必要な事項を定めるものです。

■長沼町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例制定について（原案可決）

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき、同法で定める減収補填措置の対象となる固定資産税の課税免除を行うため、新たに条例を制定し必要な事項を定めるものです。

■長沼町営バス運行条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）

循環型路線バスの東長沼・希望線は令和３年９月30日をもって廃線とし、その代わりとして、10月１日よりデマンドバス「東長沼線」を新設することに伴い、本条例の一部を改正するものです。

■長沼町基金条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）

令和３年８月12日に、山本エミ子氏（しらかば２丁目）から、夫故　山本勝美氏の遺志により、ふるさと振興のために役立てていただきたいとの趣旨から10万円のご寄附をいただいたことにより、本条例の一部を改正するものです。

■長沼町地域福祉基金条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）

令和３年６月22日に、廣吉正則氏（錦町南１丁目）から、妹　故　廣吉睦子氏の遺志により、本町の福祉推進に役立てていただきたいとの趣旨から、20万円のご寄附をいただいたことにより、本条例の一部を改正するものです。

■長沼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部が改正され（令和３年内閣府令第23号及び第53号）、保育所等の事業者の電磁的記録による業務推進を拡大する改正等が行われたことから、本条例の一部を改正するものです。

■長沼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正され（令和３年厚生労働省令第52号及び第55号）、家庭的保育事業者の電磁的記録による業務推進を拡大する改正等が行われたことから、本条例の一部を改正するものです。

■長沼町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）

道路法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、電子・磁気的方法等により自動運行装置を備えた自動車の自動運転を補助するための「自動運行補助施設」に関する占用料について規定するため、本条例の一部を改正するものです。

■長沼町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）

道路法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、「歩行者利便増進道路」に関する規定の追加等を行うため、本条例の一部を改正するものです。

■道央廃棄物処理組合の共同処理する事務及び規約の変更について（原案可決）

組合の共同処理する事務に最終処分場の設置等に関する事務を加えることに伴い、本規約の一部を改正するものです。

■令和３年度長沼町一般会計補正予算（第３号）（原案可決）

ふるさと長沼応援寄附報奨贈呈事業費、プレミアム商品券発行事業費補助金などの補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ３億７８８２万６千円を増額し、予算の総額を84億２０４６万４千円とするものです。

■令和３年度長沼町介護保険特別会計補正予算（第１号）（原案可決）

介護給付費準備基金積立金などによる補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ２３１１万５千円を増額し、予算の総額を15億４７１１万８千円とするものです。

■令和３年度長沼町下水道事業特別会計補正予算（第１号）（原案可決）

浄化センター維持管理関係経費などによる補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ４００万円を増額し、予算の総額を４億７５７４万１千円とするものです。

■令和２年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について（報告済）

健全化判断比率については、一般会計の実質赤字の比率である「実質赤字比率」及び全ての会計の実質赤字の比率である「連結実質赤字比率」は赤字額がなく該当ありません。

公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率である「実質公債費比率」は11・２％、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負担を捉えた比率である「将来負担比率」は66・７％です。

公営企業ごとの資金不足比率については、資金不足額がなく該当ありません。

■令和２年度長沼町一般会計等歳入歳出決算認定について

長沼町一般会計、長沼町国民健康保険特別会計、長沼町後期高齢者医療保険特別会計、長沼町介護保険特別会計、長沼町立介護療養型老人保健施設事業特別会計、長沼町下水道事業特別会計、長沼町集落排水事業特別会計、町立長沼病院事業会計の令和２年度決算認定についての審査は、決算特別委員会へ付託されました。

■工事請負契約の締結について（原案可決）

富士戸川改修工事（富士戸１号堰堤）のため、令和３年９月13日に執行した一般競争入札の結果、８５４７万円で「株式会社シイナ重建　代表取締役　椎名日出已氏」に落札したので、同社との間に請負契約を締結するものです。

■長沼町公平委員会委員の選任について（選任同意）

長沼町公平委員会委員である、古川大之氏（東４線南１番地）の任期が本年10月27日をもって満了となることから、引き続き選任するため、議会の同意を求めるものです。

■長沼町教育委員会委員の任命について（任命同意）

長沼町教育委員会委員である水野正一氏（東７線南６番地）の任期が本年９月30日をもって満了となることから、引き続き任命するため、議会の同意を求めるものです。

指名手配被疑者の発見にご協力を！

全国警察では、総力を挙げて指名手配被疑者の追跡捜査などを行っていますが、逃走中の指名手配被疑者を一人でも多く発見、検挙するためには、捜査に対する皆さんのご理解とご協力が欠かせません。

指名手配被疑者に関する情報は、どんな些細なことであってもためらわずに110番通報または最寄りの警察施設にご連絡ください。

北海道警察ホームページ
指名手配被疑者の情報

(https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/incident/08_wanted%20criminal/wanted_criminal.html)

【問合先】栗山警察署（☎0123-72-0110）